

## 『伊勢物語』初段を考える（中） 第Ⅱ部 歴史的視野よりの接近：「春日齋宮」酒人内親王考

吉田，達  
九州大学文学部卒業生

<https://doi.org/10.15017/12077>

---

出版情報：語文研究. 48, pp.34-47, 1979-12-10. 九州大学国語国文学会  
バージョン：  
権利関係：

# 『伊勢物語』初段を考える (中)

第二部 歴史的視野よりの接近——「春日齋宮」酒人内親王考

吉田 達

## 一、酒人は井上内親王の生子であったか

酒人内親王の出自については、古来、「一代要記」「本朝皇胤紹運録」「帝王編年記」などの記録によって、百濟系貴族の出自である高野新笠を生母とした桓武とは同母妹であるとする説が多く存在した。ところがその説を否定して、酒人の生母は井上内親王(聖武皇女)であって、高野新笠ではないとする有力な説が一方に存在している。もし、母を同じくする兄妹とすれば禁忌に触れることになり、もし異母兄妹とすれば、上古以来多くの例を有するのでこの禁忌を免れる。筆者は、酒人の歴史的周辺を洗って見た結果、両者は同父同母兄妹であったとする側に傾いているのであるが、一応、否定説の主張をもしっかり受け留めながら考察を続けたいと思う。

### 1 同母妹否定説の論拠とその存疑

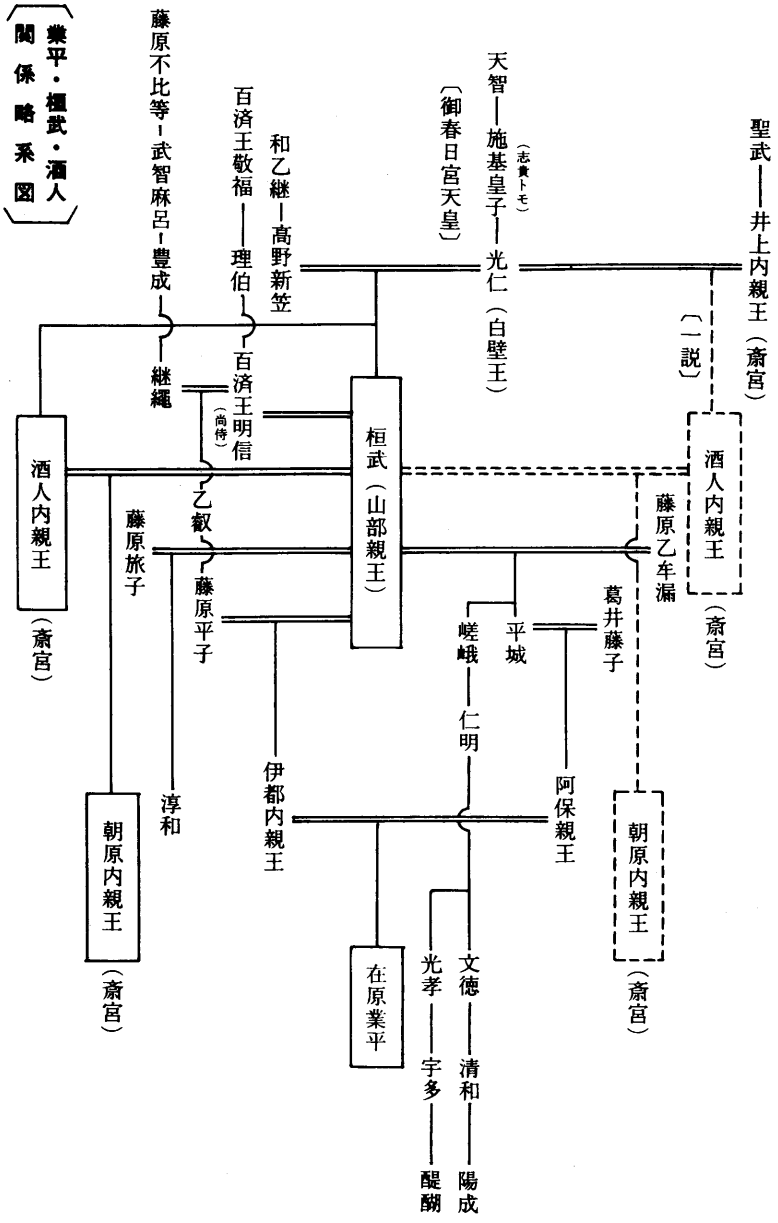
同母妹否定説の挙げる最も大きな理由として、「統紀」宝亀元年十一月六日条の皇親叙爵記事がある。同年十月一日に即位した光仁は、一カ月後のその日に、先ず亡父施基皇子に「御春日宮天皇」の

追尊号を奉った後、井上内親王を皇后と定め、引き続き皇親関係の叙爵を行なった。〔以下正史の引用はすべて吉川弘文館の「新訂増補國史大系」による。〕

「援<sub>二</sub>從四位下<sub>一</sub>諱<sub>二</sub>四品<sub>一</sub>。從五位下桑原ノ王。鴨ノ王。神ノ王。並<sub>二</sub>從四位下。酒人ノ内親王。三品。從四位下衣縫ノ女王。難波ノ女王。坂合部ノ女王。能登ノ女王。弥努摩ノ女王。並<sub>二</sub>四品。无位淨橋ノ女王。鮑波ノ女王。尾張ノ女王。並<sub>二</sub>從四位下。」

右の個所については、既に本居宣長が「歷朝詔詞解」において、「諱とあるは山部王(桓武天皇)なり、衣縫難波坂合部三王は、天皇の御姉妹也、酒人能登弥努摩三王は、皇女也、かくて此中に、酒人のみ、三品になり給ひ、ここにも内親王と記されたるは、いかなるよしにか、もしくは此一柱のみ、井上内親王の御腹に、やおはしましけむ。」〔傳説〕(注3)と述べて、存疑を表わしている。これが、同母妹否定説の先蹤と考えられよう。

宣長も指摘するように、例えば、光仁の同母姉である難波はまだ女王と呼ばれて四品を授けられたに過ぎないし、山部の同母姉とされる能登の皇親称号もまだ女王であって、四品を授けられているに(六十五才)



業平・桓武・酒人  
 關係略系圖

過ぎないのに、何故、酒人だけが内親王と称されて、著しく若年であるにも拘らず、いきなり三品に直叙されているのか。

更に、宣長はその詔の前文に、「兄弟姉妹諸王子等悉く作親王<sup>五</sup>冠位上給治給、」とあるのを指摘して、<sup>六</sup>「作親王」……従四位下衣縫女王難波女王坂合部女王能登女王弥努摩女王に並四品を授給ふとある、これ皆親王になし給へるよし也、いづれも是より後は、内親王とあり、<sup>七</sup>と述べているのは流石に鋭い。しかし更に、筆者も疑義をつけ加えたいことは、酒人にだけは当然付記せらるべき前位記が欠脱していることである。普通は、「无位淨橋女王」のごとくであり、また同位者二人以上の場合二人目以降の前位記を省くことが所定の位記法である。しかるに、ただ一人の場合にこれを省略した事例は珍しく、筆者の調査によれば、「統紀」「後紀」を通じ、皇親叙位においては特に殆ど孤例に近い。従って、この「酒人内親王三品」の記載は、桓武との比較においてのみならず、その前後の叙爵記事の列からは浮き上がって、全く特別の処遇であるように見受けられる。(後述)

## 2 同母妹否定説への決定的反証

更に、井上生母説に対して疑いを禁じ得ない大きな理由が、他にある。「酒人関係年表」を見ると、井上皇后が巫蠱の事に坐して廃されたのは宝龜三年三月二日、更に続いて他戸親王が母井上の罪の故に皇太子の座を追われたのは同年五月二十七日。だのに、同年十一月十三日に酒人が齋宮に卜定されて、所謂「春日齋宮」に入御する。井上・他戸が共に幽せられて同日に死するのは更に三年後であるとはいえ、既に宝龜三年五月二十七日の詔には、

「魘魅大逆之事一二遍<sup>仁能味</sup>不在。遍<sup>仁能味</sup>麻年<sup>久</sup>發覺<sup>取</sup>。」と罪状が天下に公示され、同日付を以て、皇太子は「廢<sup>二</sup>皇太子他戸王<sup>一</sup>為<sup>三</sup>庶人<sup>一</sup>。」という厳しい処断を受けている。これらの事実を目前にして、尚、その廢后井上所生の皇女を、どうして天皇の御杖代とも崇められる伊勢齋王の座に卜定することができるのであろう。即ち、酒人は井上内親王を生母とするものではないことの決定的証左が、ここにあると言ふ外ない。

さて、筆者は前に、「酒人叙位記事」の特異性について指摘しておいた。この点をもっと掘り下げて考えてみよう。

〔関係年表〕に見るように、宝龜元年八月二十八日、大学頭山部は従四位下を授けられ、侍従を拜命すると同時に大学頭を免ぜられる。山部の大学頭拜命は何時か不明であるが、神護二年十一月五日に従五位上を授けられているから、その以後のどこかであることが判る。大学頭は従五位上相当であるからである。山部が宝龜元年八月に至って従五位上から三階特進して従四位下になることに目を醒めるが、これは当然皇親による特別処遇と解せられる。従って、同年十一月六日の皇親叙爵で四品が与えられたのは、山部の場合、至当であったと言える。更に、翌二年三月十三日付で中務卿となる山部に昇叙のことがないのは、中務卿が正四位上相当官であるからである。このように、男性の場合は皇親といえども、外廷的性格をもつ官僚社会の体制の中に位置づけられていて、それを逸脱することは容易にできない。それに反して、女性の場合は、特にそれが後宮となり、更に皇親となると益々天皇の内廷的・家政的な恣意性に委ねられる性格が強くなって行くことは、想像するに難くない。<sup>(注5)</sup>

酒人叙位の状況を考えてみるに、光仁即位はその一カ月前であつ

〔酒人・山部関係略年表〕

△各欄右肩ノ数字ハ年令ヲ示ス。(一)ハ關係事項▽

763	782	桓武 781	780	779	778	777	776	775	774	773	772	771	光仁 770	称徳宝龜元 770	
2 30	延暦元 29	天応元 28	11 27	10 26	9 25	8 24	7 23	6 22	5 21	4 20	3 19	2 18	11/6三品(初見)	17	
	(8/1朝原内親王、 斎宮ニト定)(延暦 二年トモ)			朝原内親王ヲ生ム。		カ(コノ頃東宮妃トナル)		退下? ト定(次代斎王淨庭女王ノ 4/29又ハ19)	9/3伊勢ニ向カフ		11/13伊勢斎トナス。 權ニ春日斎宮ニ居タ		11/6三品(初見)	酒人内親王	
47 10/14交野ニ遊獵(初見)	46	45 4/3即位。 4/4皇弟早良親王立 太子)	44	43	42 3/20皇太子櫻膳和ニ奉 ケルヲ以テ脱離セシム フ。103/2527大叙。伊勢ニ奉 皇太子伊勢ニ奉カ	41	40	39	38 (8/15藤原乙牟漏15才 安殿ヲ生ム)	37 1/2立太子。 (4/23管生王本位ニ復 ス)	36 (10/5中務大輔管生王 除名事件)	35 3/13四品躰ヲ中務卿ト ナス。	34 8/28從四位下、侍從ト ナス。大学頭ヲ免ズ。 11/6從四位下躰ニ四品	山部親王(桓武)	
		73 4/3病ニヨリ禪讓。 12/23崩ス。	72	71	70 1/1廢朝。皇太子枕 席不安ヲ以テナリ。	69	68	67	66 (10/14同母姉ニ品薙 波内親王薨ズ)	65	64	63	62 8/4称徳崩53才) 同日立太子。 10/1即位。	白壁王(光仁)	
					1/20井上内親王ヲ改葬。	12/28井上内親王ヲ改葬、 家ノ塚ヲ置ク。稱シ、守 家ノ塚ヲ置ク。	九月毎夜瓦石ビ土塊、内整曹 司及京中緒々ノ屋上ニ墜ル 十二月廢后母子ヲ崇リヲ撰ル ヲタメ因分寺ニテ金剛般若經 ヲ読誦。(元年秋)	4/27井上・他戸並ニ卒ス	59	58	57	56 3/2巫彘ニ坐セラレ廢セ ラル。27/8他戸ヲ廢シ庶人トナ ス。其ノ母井上廢后大逆 ノ事ニヨル。	55 1/23他戸親王立太子11才	54 11/6立后。	井上内親王 井比内 他戸親王



勢五十鈴河の上に詣でまして」(注10)「自害して果てた。とかく、この種の噂が斎宮の身辺に立ち易い状況であることが知られる。磐隈皇女の場合には、「欽明紀」二年三月条、「初侍三祀於伊勢大神」。後坐<sup>(注11)</sup>軒<sup>(注12)</sup>皇子次城<sup>(注13)</sup>解」。菟道皇女の場合には、「敏達紀」七年三月余、「侍伊勢祠」。即軒<sup>(注14)</sup>池辺皇子。事顯而解。」と録されている。さて、酒人以後を見ると、文徳皇女のうち伊勢斎王・賀茂斎王に卜定された四人の内親王があるが、その二人、即ち文徳時の賀茂斎王慧子と清和時の伊勢斎王恬子との上に、その影がさしている(注15)。前者は、「文徳実録」天安元年二月廿八日条「座<sup>(注16)</sup>鴨齋内親王惠子<sup>(注17)</sup>」……其事秘者、世無<sup>(注18)</sup>知<sup>(注19)</sup>之也。」とある記事によって、これを「別故」と想定させるものがあり、後者は、言うまでもなく「伊勢物語」六十九段、所謂「狩使段」斎宮のモデルに擬せられる人である。時代が降れば、斎宮制度の整備も手つだつてか、この種事故はその影を潜めるが、それでも、花山の斎宮濟子(醍醐皇孫)(注20)のごとく、伊勢群行前深齋地において退下させられた例もある(注21)。

上代の事例——従つてその伝承——もさることながら、降つて「伊勢物語」制作時期の至近距離におけるこれら時点において、この種「別故」の事例を連続的・集中的に見ていることは注目される。それらの事例は、「伊勢物語」の原初形態が出現すると思われる九世紀末葉から、「現存本」の形態にまで絶えざる成長増益を遂げて終には「色好み業平像」にまで発展した十世紀末葉に至る時期——いわば現存本「伊勢物語」形成期——の、ちょうど前後を扼する時点で当たっている、と言ひ換えてもよい。即ち、その当時の話題として宮中や巷間でも現実<sup>(注22)</sup>にこれらの噂が囁かれたであろうし、従つて、物語作者の食指を動かした材料でもあつたに違ひない。

さて、酒人の場合に立ち戻つて、考察を進めたいと思う。

## 2 「東大寺要録」所収記事と仮説

(年表)によれば、酒人が桓武のために朝原内親王を生んだのが、宝龜十年、二十六才の時であるから、その一・二年遡つた時点で東宮山部の妃となつたと想定されよう。酒人に関しては、「東大寺要録」所収の、「日本後紀」逸文かと思われる「酒人内親王薨伝」の記事がある。その内容は、極めて重要であると考えられるので、全文を掲げる。

「天長六年八月丁卯。二品酒人内親王薨。廣仁天皇之皇女也。母贈吉野皇后也。容貌姝麗。柔質窈窕。幼配<sup>(注23)</sup>齋宮。年長而還。

俄叙<sup>(注24)</sup>三品。桓武納<sup>(注25)</sup>之掖庭。適幸方盛。生<sup>(注26)</sup>皇子朝原内親王。為<sup>(注27)</sup>性倨傲。情操不<sup>(注28)</sup>修。天皇不<sup>(注29)</sup>禁。任<sup>(注30)</sup>其所<sup>(注31)</sup>欲。嬖行彌增。不<sup>(注32)</sup>能<sup>(注33)</sup>自制。弘仁年中優<sup>(注34)</sup>其哀慕。特授<sup>(注35)</sup>三品。常於<sup>(注36)</sup>東大寺。行<sup>(注37)</sup>三万燈之會。以為<sup>(注38)</sup>身後之資。繼徒普之。薨時年七十六。山城國愛宕郡公田四段一百步苑<sup>(注39)</sup>紫野院。八(頭注)一<sup>(注40)</sup>姪。原作<sup>(注41)</sup>寺所藏(國定本)。(東大寺院書館藏本)

媛、拋紀略改、館本作妖<sup>(注42)</sup>〔行間注〕(注43)

この記事の信憑性については、やや疑わしい点がないでもない。光仁を「廣仁」と書くことは、「類聚国史」が一貫して「廣仁」の字を用い、「日本紀略」も表題を除いては、この特定の漢風諱号を用いているから、まずよいとしても、十九才にして齋宮となつた酒人を「幼配<sup>(注44)</sup>齋宮」といい、その二年前の宝龜元年に十七才にして三品に直叙されているのに「年長而還俄叙<sup>(注45)</sup>三品」と述べている誤記は、正史としては余りに杜撰である。齋宮は代替わりの初頭に未婚の皇親が選ばれるので、普通は幼少であることが多く、井上

は養老五年に五才で、朝原は延暦元年に四才で卜定されているから、そのいずれかと混同したのもあろうか。更に、「母贈吉野皇后也」にも問題がある。(頁1)

ともあれ、この文面の意味するところは、極めてスキャンダラスであつて、驚かされる。先ず、酒人の容姿(性情を含む)に関しては、「容貌姝麗。柔質窃寒。」とあるから、だいたい、「初段」の「いとなまめいたる」に該当すると見てよいであらう。「桓武納二之掖庭」。龍幸方盛」とあるのは、「一代要記」にも「龍幸第一也」とあるから、まず、その資質の記事からして首肯してよいであらう。然るに、文章が再び酒人の性情のことに触れて「為<sub>レ</sub>性倨傲。情操不<sub>レ</sub>修。」と書き始めるのは、叙述が伝記的な配慮の許に流れているので、朝原内親王出生後のことと解してよいであらうか。そうすれば皇太子山部伊勢親拜(後述)の直後ということになる。或は、无位藤原乙牟漏(二十四才)を正三位に直叙し、直ちに立てて皇后となした頃のことと解してよいであらうか。時に、酒人既に三十才。もしそうとすれば、この評言は、次の「天皇不<sub>レ</sub>禁。任<sub>レ</sub>其所<sub>レ</sub>欲。嬖行弥増。不<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>自制。」という文詞と密接に関連していると解され、そこに、酒人退下後の桓武後官における桓武その人との精神的・肉体的交渉におけるかなり具体的な事象が踏まえられた上での評言であることが窺い知られる。とすれば、先述「龍幸方盛」とあつたのは、酒人が皇太子山部の妃となつた二十三・四才の頃から、多くとも五・六年の間に過ぎなかつたことになる。そして、「天皇不<sub>レ</sub>禁」に表わされた桓武の側の心情を推察するに、中国的専制君主の風貌さえ従来の史家に認められてきた程の桓武には似合わず、まことに不可解である。何か余程、酒人に対しては一目

置かなければならぬ弱点が、桓武自身の心情内部に介在していたとしか思えない。そして次に、酒人の側に関する「嬖行弥増。不<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>自制。」に至つては、全く異常であり、狂的としか言いようがない。さて、ここで「酒人關係年表」を更に詳しく眺めてみる必要がある。

酒人が「春日齋宮」に「権<sub>か</sub>に居た」十九才の時のことである。第一部に論述したように、酒人は平城宮内裏東院地域の南半(楊梅宮)の更に南端に近い小丘、現在、字奈多理坐高御魂神社の鎮座する「ウナタリの森」の地点(或はその付近)に、宝龜三年の十一月以降「権居」していたことになる。当時桓武は即位前であり、まだ皇太子でさえなかつた。その時、四品中務卿であつた山部親王が「権居」中の同母妹酒人に会うことは、必ずしも不可能なことではなかつたと想像する。山部の立太子(宝龜四年正月二日)以後は、側近藤原百川等の擁立画策のうちに置かれて、政治的にかなり多忙となるであらうから、酒人との間に所謂「別故」に相当する密事があつたとすれば、それは、宝龜三年十一月十三日以降、山部立太子の同四年正月二日以前の時期、即ち、その約一カ月の間に限定されてくる。酒人が伊勢着任後、早々にして退下しなければならなくなる事由も、この辺りに潜んでいたことと思われる。(頁1)

酒人・山部両者の心情に関しては、更に次章において考察を続けたい。



### 三、「昔、男」は山部（桓武）でもあったか

#### 1 皇太子山部の伊勢親拝

「年表」によれば、宝龜八年——それは伊勢を退下した酒人が東宮妃に迎えられた時期と殆ど重なる——の年の暮れより約一年間、山部は「枕席不安」の状態となる。

▽八年十二月廿五日。皇太子不愈。遣<sub>レ</sub>使奉<sub>二</sub>幣於五畿内諸社<sub>一</sub>。

▽九年春正月戊申朔。廢朝。以<sub>二</sub>皇太子枕席不<sub>レ</sub>安也<sub>一</sub>。

▽同年三月廿日。誦<sub>二</sub>經於東大西大西隆三寺<sub>一</sub>。以<sub>二</sub>皇太子寢膳乖<sub>レ</sub>和也<sub>一</sub>。

▽同年同月廿四日、勅曰、「頃者。皇太子沉<sub>レ</sub>病不<sub>レ</sub>安。稍釋<sub>二</sub>數月<sub>一</sub>。

雖<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>醫療<sub>一</sub>、猶未<sub>二</sub>平復<sub>一</sub>。（中略）宜可<sub>レ</sub>大<sub>二</sub>赦天下<sub>一</sub>。（後略）」又為<sub>二</sub>皇太子<sub>一</sub>令<sub>下</sub>度<sub>二</sub>卅人<sub>一</sub>出家<sub>上</sub>。

▽同年同月廿七日。大赦。遣<sub>レ</sub>使奉<sub>二</sub>幣於伊勢大神宮及天下諸神<sub>一</sub>。

以<sub>二</sub>皇太子不<sub>レ</sub>平也<sub>一</sub>。又於<sub>二</sub>畿内諸界<sub>一</sub>祭<sub>二</sub>疫神<sub>一</sub>。

▽同年十月廿五日。皇太子向<sub>二</sub>伊勢<sub>一</sub>。先是。皇太子寢疾久不<sub>二</sub>平復<sub>一</sub>。至<sub>レ</sub>是親拜<sub>二</sub>神宮<sub>一</sub>。所<sub>三</sub>以<sub>二</sub>賽<sub>一</sub>宿禰<sub>一</sub>也。以上「統紀」より抜萃<sub>レ</sub>▽

かくて遂に、同九年冬、未だ回復していない病中の身をおして、山部皇太子は伊勢に親拝するのである。文中、「賽（カエリモツル）」という語を用いてはいるが、文詞の内容を見るに、充分の快癒に達していたとは解し難い。しかも、この親拝は、当時七十才の父帝光仁の命によると言うよりは、四十二才の皇太子山部自身の意志に出たものと思われる。何故の親拝であろうか。高取正男氏が、最近の好著「神道の成立」の中で屢々指摘しておられるように、「六国史

を通じて皇太子の参宮は二例しかない。<sup>(注18)</sup>」他の一例は、外ならぬ桓武の皇太子となった安殿親王（平城）が、十三年後の延暦十年十月廿七日に行なう皇太子親拝であり、同日条には「先是。皇太子枕席不<sub>レ</sub>安。久不<sub>二</sub>平復<sub>一</sub>。是日。向<sub>二</sub>伊勢太神宮<sub>一</sub>。緣<sub>二</sub>宿禰<sub>一</sub>也。」とあって、その状況は文詞より日時まで、父山部の場合と殆ど同じい。これら二例の皇太子参宮に関して、従来の史家による解釈には政治的犠牲者たちの怨霊による恐怖とする線が強調されて来た。たしかに、光仁期の後半あたりから怨霊思想が勃然として起り、それに対する種々の施策がなされ続けて行くことは「統紀」読者の等しく認めるところであるが、それにしても、この病中の身をおしての皇太子親拝の二例は異様であると言わざるを得ない。であればこそ、前掲書における高取氏は、更に「謁廟の礼」をその理由としてあげられたのであろう。

然し、氏の言われるような、<sup>(注19)</sup>齋内親王や祭主大中臣氏の手を負えず、また、仏教でも役に立たない、直接、皇太子自らが参宮しなければならぬような要因とは、いったい何であろうか。それは、外ならぬ皇太子自身と伊勢祖霊自身との關係に係わる、絶対に他の介入を許さぬ要因ではなかったか。私見によれば、怨霊への恐怖が桓武の心中に勃然として萌しはじめるのは宝龜七年、井上廢后母子の死の翌年あたりからであると思われるが、同八年から病床に臥し、同九年皇太子親拝へと続く「伊勢」への顕著な傾斜の中には、そのような怨霊への外因的な畏怖以上に、いっそう深部の心因性に根ざした自己譴責の思いがあったのではないかと考えられる。それも、特に伊勢神宮の祖霊に対する山部自身の深い畏怖と陳謝の意が籠められていたのではあるまいか。従って、前述の「天皇不<sub>レ</sub>禁」

とある言詞の底には、いわば共同の当事者であった酒人との交渉を極力避けようとする意図があったとも解されよう。酒人への寵愛は、既に早く衰えるべき運命を辿っていたのではないかと推定される。

それにしても、次の「姪行弥増。不<sub>レ</sub>能<sub>二</sub>自制<sub>一</sub>。」という記述の中には、不気味な狂的錯乱の響きが籠められているように思える。酒人の側の心情を推察するに、それは、激しい悩乱の果ての自己破壊的な行動ではなかったか。だからこそ、桓武の側の心情としては「天皇不<sub>レ</sub>禁」である外ないし、まただからこそ、酒人のこの自虐にも似た行動は行く当てもない蟻地獄の中の苦しみであった。伊勢祖霊に対して罪を犯した齋王は、いったい何処へ行けばよいのだろうか。前掲「要録」の文中にあった「常於<sub>二</sub>東大寺<sub>一</sub>。行<sub>二</sub>万燈之会<sub>一</sub>。」に見られる酒人の熱心な奉獻行為や、三十九才で女朝原前齋王が先立った時、三庄園五〇三町歩を施入した弘仁九年三月廿七日付「酒人内親王施入状」（「正倉院文書」）における仏教への傾倒、また、自らの死を念うては僧空海に縋って遺した弘仁十四年正月廿日付「為酒人内公主遺言」（「性霊集」）に見える自己追福法会への謙虚な指図等は、彼女が懸命に求めたその救いへの方向を如実に示していると言つてよいであろう。<sup>(注20)</sup>

さて問題を元に戻して、宝龜九年山部伊勢親拜の場合は無論であるが、後の延暦十年安殿親拜の場合も、当時十八才の安殿の意志であったというよりは、五十五才であった父帝桓武の命によるものであったと考えられる。つまり、この六国史上類稀な二度に亙る皇太子伊勢親拜は、すべて山部（桓武）の意志によるものであった。専制君主桓武の心底に、初めてこの世を超えたものへの恐れを抱かし

めた最大の誘因は、「春日齋宮」酒人との間に、その伊勢群行前の深齋地において既に発生していた、と論定せねばならない。

山部は同母兄妹婚と齋王侵犯とのタブーを同時にこなっていた訳である。然しながら、この罪意識をあまり現代風な深刻さで考えてしまうことは、古代の問題を他に逸する恐れがあろう。それよりも、これらの禁忌の罪意識が古代社会内部において、その時代に応じて消長していったのではないかという点を、いっそう学問的に問うべきであらう。然し、これは現在の筆者の学力には余る大きな問題であるから、今後自らの課題としたいと考えている。

## 2 桓武の「昔、男」的イメージとその周辺

さて、三十数名の所謂「キサキ」たちに対して、桓武は常に適宜な処遇を忘れなかった。桓武に対して後宮の非難が生じなかったのは、その故によるとする立言もある。<sup>(注21)</sup>とすれば、桓武こそは、光源氏を頂点とする王朝「色好み」の先蹤者のモデルと言うことができようか。従つて、「昔、男」像にとつても一つの先蹤的位置を占める、と言えそうである。

このことは、歴史的に振り返つてもかなり首肯されるふしがある。

業平の父系を辿ると、その父は平城天皇第一皇子阿保親王。従つて、桓武は業平の曾祖父。母系を辿れば、母は桓武第九皇女伊都内親王であるから、いっそう近く、桓武は外祖父に当たる。つまり、業平は父系・母系ともに桓武の濃い血脈のうちにある。

一方、外祖父桓武の同母妹であり、その愛妃でもあった酒人に対して業平は、祖母同様の親近感を抱かなかつたとしても、彼を取り

巻く時人たちは決して無関心ではあり得なかつたに違いない。つまり、「伊勢物語」の作者たちが、複合的「昔、男」像としての業平像を、その心象世界の内部に形成しようとする場合、平安京遷都以前の時点にまで容易に遡及してそれを合成し得る条件が揃っていた。まして、その業平の祖父にあたる人と、その祖母同様の人との間に、格別に異色の伝承が介在していた場合は、尚更であろう。<sup>注22</sup>

さて、「昔、男」は、「しるよしして、かりにいにけり」とあるが、山部が有名な狩獵癖の持主であったことは、正史に遺された夥しい回数<sup>(注23)</sup>の遊獵記事によって既に周知の事実である。更に、桓武の死の前年、六十九才の時、延暦廿四年正月十四日の記事に注目しよう。

「平明。上急召三皇太子。(中略)放却鷹犬。侍臣莫不流涙。」(「後紀」)

桓武は恐らく悪夢を見たのであろう。その一カ月後、同年二月十日条に石上神宮に陳謝する宣命が出されているが、その中にも「大御夢。覺志依<sup>志依</sup>依<sup>依</sup>」とあり、病床にあった桓武はいろいろの夢に悩まされていたらしい。夜明け近く、急に皇太子<sup>(皇太子)</sup>安殿を膝許に召して重臣とともに後事を託した後、日頃愛用の狩獵の具であった鷹と犬とを全て放たせた。その前年の十一月までは頻繁に遊獵に明け暮れていた老天皇のこの大変化に、その場にいた人々は皆泣いた、というのである。この記事は、寧ろ逆に、彼の狩獵癖の並々でなかつたことを証しする伝承のように解される。

また、「寛平御遺誠」を原拠として、桓武の素人はなれした狩獵癖についての立論もなされている。

「延暦の帝王は、日ごとに南殿の帳の中に御して、政務の後に、

衣冠を解き脱ぎて、臥し起き飲食したまひき。また鷹司の御鷹を喚ひて、庭前にて呼び餌<sup>くらは</sup>したまひき。或時は御手<sup>てつか</sup>ら鷹爪等の好むべきものを作りたまひき。」<sup>(注24)</sup>

「また」と一応文は切れているが、気持の上では前文と続けて理解さるべきであらう。即ち、政務の余暇に一息入れて寛いだ桓武が、自分自身の飲食の後、愛鷹の世話に自ら楽しんで日常の人間性が窺い知られる。

この、寛平九年<sup>(八九七)</sup>の讓位にあたって宇多が醍醐に与えた具体的な感懐と伝承は、その他の面についても桓武の風貌を生き／＼と物語っていて貴重であるが、それが古今集撰進の直前の時点であり、従って第一次「伊勢」の基本部分成立の時にも相当しているだけに、注目されるものがある。伝承的世界の構築素材として、特に山部(桓武)のイメージ構成上、極めて有効な説得力を持っていたものと思われる。<sup>(注25)</sup>

これを要するに、鷹狩を愛好した天皇には他に嵯峨・淳和二帝もあり、またそれは平安初期貴族一般の風習であったとしても、高取氏の言われる「王者貴顕の嗜み」としての鷹狩りの作法が伝えられたのは、百濟王氏との姻戚にあった桓武において最も基本的な源流を見出すことができる。酒人↓山部の線が背後に感じられる「初段」「昔、男」の状況設定の一つとして、「狩り」が配されてくることも、必ずしも偶然であったとは思われない。

さて、桓武の性情に関して、もう一つ触れておきたいことがある。それは、意外な即興性と和歌への嗜好についてである。桓武の崩伝には、「不<sup>レ</sup>好<sup>二</sup>文華<sup>一</sup>」とあるが、それは漢詩文流の文華を意味するのであろうか。「類聚国史」所引、延暦十四年四月十一日の

曲宴記事によれば、次の有名な古歌相聞の伝承が残されている。

天皇誦<sup>三</sup>古歌一曰。「(歌略)一勅尚侍從三位百済王明信一令<sup>レ</sup>和<sup>レ</sup>之。不得<sup>レ</sup>成焉。天皇自代和曰。「(歌略)一侍臣稱<sup>三</sup>万歳<sup>一</sup>」。

衆目の中、尚侍百済王明信に向かつて天皇は、いきなり、古歌「いにしへの野中ふる道あらためばあらたまらむや野中ふる道」と歌いかけて返歌を待った。それに返し得ないまま黙りこんでいる彼女の姿を見て、また桓武自身が、古歌「君こそは忘れたるらめにぎたまの手弱女われは常の白玉」と代誦して、その場の窮地を救ったという。一寸出来すぎている話であるが、話半分としても、そこにはかなり濃厚な即興性及び諧謔性への嗜好と、また、和歌への一方ならぬ傾斜を感じさせられるものがある。従って、先掲「不好文華」は専ら「漢詩文」の謂であつたと解されようが、それならば尚更、万葉の歌人志貴皇子―第一部に述べた「春日のゆかり」―の孫であり、また同時に、「略無<sup>三</sup>才学<sup>二</sup>。善作<sup>三</sup>倭歌<sup>一</sup>。」(『三代實記』)と評された業平を孫とする桓武その人に相応しい逸話であつたと言ふことができようか。そして更に、この場面を支えている二人―百済王明信と桓武―が共に業平との系譜的脈絡上に存在する事実にも目を留めたい。即ち、業平の玄祖母に当たる明信に対して、同じく外祖父であり嘗ての愛人でもあつた桓武が歌いかけたこの相聞歌の伝承は、業平の属する在原氏にとっては全く家伝的世界のものともなつて来る訳である。(参照)

さて、この曲宴記事の始末は、「侍臣稱<sup>三</sup>万歳<sup>一</sup>。」と結ばれ、その場の破局を見ずして目出度く歌い収められた桓武その人の即興的な行為に対して、一同称賛の声を発したというのである。かくて、この場の仕儀は時人の心に深く留められ、一躍公的な説話伝承化へ

の素因をじゅうぶんに獲得した次第が理解されるのであるが、それはともあれ、この、意識的にか無意識的にか、一旦相手の心を窮地に陥れた後に、それをまた咄嗟の機転で自ら救い上げるといふ局面の心理的展開は、「ついで、おもしろきこともや」といふ「伊勢物語」初段の形成についても、いささか関係があるように思われる。

### むすび ――山部と酒人との「兄妹の恋」

酒人の容姿に関しては、「容貌姝麗。柔質窈窕。」とあつた。「名義抄」には、「窈」・「窕」ともに、「サヒシ・タヲヤカナリ」と訓ずる。大野晋氏は、<sup>△</sup>漢文訓詁系の文章では「窈窕」の訓は「ナマメク・ナマイタリ」とあり、しなやか、あてやかな美の意。<sup>△</sup>仮名文系での用法と多少ずれ云々<sup>△</sup>(『古語辞典』)と述べられる。平安も初期に近い「伊勢物語」の場合、それも第二次成初期に属する<sup>△</sup>と推定されている。「初段」の場合においては、まだかなり漢文訓詁系の意味との関連性も無視する訳に行かない。とすれば、山部に於ける酒人の容姿は、正しく「いとなまめいたるをんなはらから」のそれに著しく接近するものと言わねばなるまい。

まして冒頭の、「ならの京、かすがのさとに、しるよしして」という発想の中には、第一部において述べた「春日」のゆかりに連なつた両者の伝承的イメージを呼び起こし、更に「春日齋宮」酒人の思い出を辿つて<sup>△</sup>伊勢國<sup>△</sup>への志向をも喚起するという隠された発想の路線を、当時の読者たちはじゅうぶん享受できたものではあるまいか。従つて、語り手の側も、その想いを誘発できることを意識しながら、おもむろにその冒頭部を語りはじめたのである。

「むかし、をど、うひかうぶりして、ならの京、かすがのさ、とに、……。そのさ、とに……。おもほえず、ふるさとに……。」

場所の設定をこの短い文の間に三度も繰り返すゆるやかなテンポは、その為であると思われる。作者は、聞き手の側に何ごとかを思い起こさせるために、ゆっくりと念を押している、と受け取れる。むろん、その由々しい思い出の語りぐさは、遠い過去の伝承的世界から揺曳する陰影となつて人々の記憶の底を漂い、語り手の緩やかなテンポに乗せられながら「かすがのさと」が語り直されて行くうちに、あの山部・酒人にまつわる黒い霧はあとかたもなく消えて、そこには、全く新しい時代の、新しい人間像業平朝臣が、いや、もう一つの創造的次元にまで昇華された「昔、男」像が、初々しい姿で立っていた、と考えたいのである。

以上、序論に余りにも多くを費してしまつたが、次の第Ⅲ部においては、本稿の主眼とするところを展開したいと思う。

注

- 1 竹内理三他『日本古代人名辞典』（昭52）は、酒人の生母を高野新笠と解しているが、尚既解上の問題が存している。竹内氏自身『古代から中世へ上——政治と文化』（昭53）九八頁に触れておられる。
- 2 林陸朗「桓武天皇の後宮」（『国学院雑誌』77—3、昭51・3）、塚野重雄「井上内親王の子」（『古代文化』28号、昭51・11）など。
- 3 『本居宣長全集』第七卷（昭46）四四三頁。
- 4 『統日本紀』皇親叙位における前位記欠落調査

無前位	有	文武	元明	元正	聖武	孝謙	淳仁	称徳	光仁	桓武	計
新田部	2	0	11	5	26	11	14	8	44	27	148
丹波王	0	1	0	0	0	0	0	1	1	6	(4%)
山部王	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
酒人内	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
浄庭	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
女王	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

問題の「(称徳)・光仁・桓武紀」に夫々1例ずつ現われる。然し、山部・浄庭の場合はいずれも単独授位であるから、転写時の欠脱も生じ得よう。現に「浄庭王」は「浄庭女王」の誤脱である。ところが酒人の場合は皇親の一般叙位であるのに、ひとり前位記を欠いているばかりか、皇親尊号までも他と異にしているのは全く理解しがたい。何らかの理由で一旦外され、後再び挿入されたとは考えられないか。(注20)

5 野村忠夫「後宮と女官」(『教育社歴史新書』昭53)特に三六頁。

6 藤原不比等

- 7 角田文衛「日本の後宮」(『日本』)による。(『日本』は『日本』の誤脱である。)
- 8 甲田利雄「斎宮寛善」(其八)『史料叢書』全報第9号、昭45。
- 9 『日本紀略』弘仁八(八二七)年四月廿五日条、「二品朝原内親王養。……母日一品酒人内親王。年卅九。」
- 10 「雄略記」三年夏四月条。(岩波古典大系『日本書紀』上、昭42)四六六頁。
- 11 斎院尊子は天安元(八五七)年二月廿八日退下、在位八年。斎宮悟子は貞観十八(八七〇)年月日未詳退下、在位十八。
- 12 『日本紀略』華山、寛和二(九八六)年六月十九日条「伊勢斎王濟子於二野宮、與二龍口武者平致光一密通之由風聞。云々。」「帝王編年記」、「十訓抄」にも同様記事。尚、この時より滝口・藏人所の野宮宿直は停止された由、「神宮典略」(藤田守良著、神宮司庁発行)六七一頁。

13 この辺りの立論は、片桐洋一「伊勢物語の研究(研究篇)」に負うところ大である。筒井英俊校訂「東大寺要録」巻十、「雜事章之卷(圖書刊行会、昭46)」。尚、「続々筆書類從」所収本文に「優其養養」とあるを以て校定した。

14 坂本太郎「六国史」(歴史叢書、昭45)第三四頁・三五七頁。

15 拙稿「伊勢物語」初段を考える(上)第一部地誌的視野よりの接近——「春日」のゆかり考▽「語文研究」四七号、昭54・6。

16 桓武は、皇太子になって間もない宝龜四年四月廿三日、既にその前年より前養王殺犯の罪によって嚴罰に処せられていた中務大輔菅生王をその罪から救っている、と推定される事実がある。

▽宝龜三年十月五日。中務大輔從五位上兼少納言信濃守菅生王。坐軒小室内親王一除名。内親王削「属籍」。(小宅トキモ、神代)

▽寶龜四年四月廿三日。復菅生王本位從五位上。△以上「統紀」▽

当時中務卿であった山部は、中務大輔菅生王の直接上司であったから、山部自身その処罰の内容は熟知していた筈であり、寧ろ、嚴罰に処したのとは外ならぬ山部自身であったかもしれない。注目されるのは、菅生王処罰の期間(10/5—翌年4/23)が前に考定した山部・酒人の密事推定時期(11/13—翌年1/1)を全く内包していることである。山部は自らの行動を省みて、多少の自責の念を伴いながら嚴罰除名されている菅生王の罪を強引にも救おうとした、と解されないであろうか。とすれば、この事実は本稿にとっての有力な傍証となる。

18 高取正男「神道の成立」(平凡社選書、昭54・4)一五三頁。

19 注18「前掲書」一五八—一九頁。

20 「酒人内親王施入状」一卷、奈良正倉院。(「平安遺文」古文書備第一巻、昭39訂正版。三〇—三一頁)。岩波古典大系「三教指帰・性靈集」昭40、二五—四六頁。

尚、前掲「東大寺要録」所収文中に、「弘仁年中、優其養養。特授二品。」とあった。弘仁年中といえは、酒人五十七才である。(特授年月日は不詳。注9の弘仁八年「朝原義佐」には「母曰二品酒」と見える。時に酒人六十四才。)平城妃となっていた女朝原は弘仁三年五月十六日、平城妃を自ら辞したが、その時三十四才にして既に二品であった。とすれば、早く十九才にして三品となっていた母酒人に、五十七才以降に至るまで叙位のことになかったのは不可解である。しかも、酒人はある時期には「寵幸方盛」と時めいた身であったことを思えば、この疑念は「そう深まる。先述の狂的な錯乱が原因となつて一時后妃の位を停止させたことも考えられない。とすると、酒人は何やら二条后に以通つて来。(因みに、皇太后宮高十二二条后は東光寺の僧善祐との事で后位を廢されたのが寛平八年(八九六)、五十

五才の時。本位に回復されたのは四十七年後の天慶六年(九四三)であったという。——「大日本史」)それはともあれ、先掲「弘仁年中」特授二品は、酒人の仏教帰依による精神的鎮靜が嘉せられる状態にまで達した故の特授であったと解せられよう。単に「優其養養」の故だけであったとは受け取れない。そして恐らくは、前掲注4で述べた「無前位記」の出来は、そのような削入時において生じたものではあるまいか。例の、「統紀」における大巾な記事削入の事実が種々暗殺・早良廢太子事件に関して生じていることを思えば、必ずしも起り得ないことではなかったと思われる。(「統紀」の記事削入に関しては、注15「前掲書」二〇七—一九頁)。

21 角田文衛「桓武天皇」(「人物日本の歴史3王朝の文華」昭51)六一頁。

22 萩谷朴「平中全講」(昭34)一九五頁。主人公平貞文をモデルとするはずの「平中俊」の上に、その父、平好風の好色の性格が部厚く重んじて投映されている旨の立論が見られる。

23 「統日本紀」・「日本後紀」(欠落部分は「類聚國史」を以て補う)を通じて、「遊獵」・「鷹」の語例を辿つて、遊獵記事の回数と場所とを表示した。その回数のみならず、遊獵地の広範多様な開拓においても、桓武の足跡はこの方面における記念碑的存在であったことが知られる。尚、桓武以前においては、元明帝以降僅かに聖武の3回があるのみである。

遊獵地	回数	遊獵地	回数
交野	12	芹川野	2
水雄岡	1	葛葉野	1
登勒野	8	石作丘	1
栗前野	14	葛野	3
大原野	24	瑞野	3
業野	2	栗倉野	1
日野	10	岡屋野	1
北野	15	北岡	1
栗栖野	3	康奈岡	1
水生野	15	山階野	1
陶野	2	柏原野	4
西野	1	柏野	1
西野	1	河内宮	1
惠美原	1	裸原野	1
城野	1	泥澤池	1
垣田野	1	神泉苑	1
蘭生野	1	不明	2
日根野	1	合計	139
熊取野	1		176
			5

注 惠美原—熊取野は桓武最晩年に遊獵する所であったが、正史の記録に1回と数えられた。

更に、少年時代からの山部と、狩獵との密着した関係については、村尾次郎「桓武天皇」(人物叢書、昭38)二一—八頁。尚、桓武と狩獵との関係の積極的な物語化については、雨海博洋「歌語りと歌物語」(昭51)八一—六頁に「大和物語」一五—二段

における「ならの帝」を桓武とする考案があつて首肯される。

24 岩波思想大系『古代政治社会思想』(昭54)所収「寛平御遺詔」(尊経閣文庫蔵本、大曾根章介校注)の訓読による。

25 『御遺詔』に桓武の行状として、「行路の次に、もし御輿あるときは、近衛等をして相撲せしめたまふ。これ相撲を好まむがためなり。」とあるが、「大鏡」天皇本紀△五十九代宇多天皇Vの項に「王侍従など聞えて、殿上人にておはしませしける時、殿上の御椅子の前にて、兼平の中符と相撲とらせたまひける程に、御椅子にうちかけられて勾欄をれにけり。そのをれめ今にはべるなり。」(『御遺詔』本文)とある。ここで桓武―宇多―兼平の意外な縁が浮き上がってくる。しかし、兼平は、陽成天皇の元慶四(八八〇)年五月、五十六才で卒している。その時、貞観九(八六七)年五月生れの宇多(定省)は満十三才。まだ父帝光孝の世でもなく、また王侍従であつたとも思えない。だがしかし、このような伝承が発生する下地は、例の『御遺詔』にあつたと思われる。桓武外孫の兼平と、同じく桓武玄孫でありそのよき伝承者となつた宇多とを、殿上で相撲をとらせてみようとする発想が出来たのは、要するに桓武の伝承的事蹟を媒介としてのことであつた。

26 注18『前掲書』一四五―七頁。

(昭54・2・18初稿、8・23成稿)

### 執筆者紹介

中條 順子	九州大学大学院(博士課程)
橋口 晋作	鹿児島県立短期大学助教授
津田 修造	鹿児島県立鶴丸高校教諭
吉田 達	九州大学文学部卒業生
陳 子博	九州大学大学院(修士課程)
田坂 憲二	九州大学大学院(博士課程)